

ジェネリック医薬品を利用して 医療費を節約しましょう

■ジェネリック医薬品とは

新薬のことを「先発医薬品」と呼びますが、ジェネリック医薬品は新薬の特許が切れた後に販売される医薬品であるため「後発医薬品」と呼びます。後から販売されるようになって、新薬と同じ有効成分・用法用量で、同等の効果を持つようにつくられています。

■ジェネリック医薬品が安い理由

新薬を開発するには莫大な費用がかかりますが、その新薬は、20～25年の特許期間は開発メーカーが独占的に製造することができます。

しかし、この特許期間が過ぎるとほかのメーカーも同じ成分の薬を製造することができず、開発の費用がかからない分、ジェネリック医薬品の価格は新薬の2～7割ほどのものが多いなっています。

■ジェネリック医薬品の推奨理由

高齢化が進み今後も医療費が伸びていくことが予想されており、皆さんの医療費の負担も増えていくことになり

ジェネリック医薬品を使うことで自分自身の費用負担が減ると同時に国民健康保険財政への負担も減らすことができます。保険で負担する医療費を抑えることは、それに必要な国民健康保険税はもちろろん国、県、町の税金の負担を抑えることにつながります。

■どうすればジェネリック医薬品を利用できるか

ジェネリック医薬品の処方を希望する場合は、医師の処方せんが必要です。まずはかかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。

国民健康保険被保険者証と一緒に「ジェネリック医薬品希望カード」を配布しています。自分から言い出しにくいときなどにぜひご利用ください。

詳細は、日本ジェネリック製薬協会のホームページをご覧ください



【お問い合わせ先】

町住民生活課

☎ 096・234・1113

(内線108)

事業者の皆さんへ

10月1日からインボイス制度が開始しました

消費税の免税事業者であった個人事業者が、インボイス発行事業者として登録を受けた場合は、令和5年分の消費税の申告が必要です。

なお、インボイス発行事業者に登録して課税事業者となった場合で、令和5年分の消費税申告において簡易課税制度を選択される人は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を令和5年中(12月31日まで)に、納税地の所轄税務署長に提出することが必要です。

●水道料金の適格請求書（インボイス）について

甲佐町水道管理センターでは適格請求書発行事業者の登録を行い、以下の通り対応します。

▶口座振替（自動払込）でお支払いのお客様

水道ご使用量等のお知らせ（検針票）や請求書

※請求書は希望者のみに送付しますので、

甲佐町水道管理センターにお問い合わせください。

▶水道料金納入通知書（納付書）でお支払いのお客様

納入通知書（水道料金領収証書部分）

▶適格請求書発行事業者番号

甲佐町水道事業特別会計 T9800020003703

インボイス制度の詳細は
国税庁ホームページを
ご覧ください▶



【お問い合わせ先】

甲佐町水道管理センター

☎ 096-234-0755

国民年金保険料の追納制度を利用して 年金の受給額を増やしませんか

■保険料を追納（後払い）すると、
年金の受取額を増やせます

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた場合と比べ、65歳から受けられる老齢基礎年金の受取額が少なくなります。納付猶予や学生特例の期間は年金の受給資格期間とし計算されますが、年金額には反映されません。

しかし、保険料の免除・納付猶予や学生特例の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であればさかのぼって納めることができる追納制度があり、将来受け取る老齢基礎年金額を増やすことができます。

また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されますので、追納されることをおすすめします。

■追納制度を利用する場合の注意点
追納制度を利用して保険料を納める場合には、次に注意が必要です。

・保険料の免除・納付猶予や学生特例の承認をされた期間のうち、原則古い期間の分から納めてください。

・老齢基礎年金を受給することができる人は、追納できません。

・承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納をする場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされますので、早めの追納をおすすめします。

・口座振替ならびにクレジット納付はできません。

・令和5年度中に追納していただく際の保険料は、町公式ウェブサイトをご覧ください。

※追納制度に関することや申請方法などの詳細は、日本年金機構の公式ホームページをご覧ください。熊本東年金事務所へお尋ねください。

詳細は町公式ウェブ
サイトをご覧ください



【お問い合わせ先】

熊本東年金事務所

☎096・367・8144

町住民生活課

☎096・234・1113

(内線103)

第三者の行為によって傷害を受けたら届け出を

交通事故や飼い犬にかまれるなど第三者の行為によって病気や負傷をすることを「第三者行為」といいます。国民健康保険被保険者や後期高齢者医療保険被保険者が第三者行為によって傷害を受けた場合、被害者の過失割合部分を除いて、医療費は加害者が負担することになっています。

第三者行為による医療費は、国民健康保険および後期高齢者医療保険（保険者）が一時立て替えて支払います。そのあと町に届け出をすると、立て替え分を保険者が加害者に代理請求します。

届け出の前に加害者と示談を結ぶとその内容が優先し、国民健康保険および後期高齢者医療保険での保険診療扱いをすることができなくなる場合があります。示談を結ぶ前に、必ず町住民生活課保険係へ届け出てください。

●第三者の行為の例

・交通事故やけんかによる傷害、飼い犬噛みつきによる傷害、建設現場などでの落下物による傷害

●交通事故にあった場合は

交通事故に遭ったら、すみやかに警察に届け「交通事故証明書」を申請しましょう。

●届け出に必要なもの

被保険者証、第三者行為による被害届、交通事故証明書、事故発生状況報告書、念書、誓約書、印かん

【お問い合わせ先】

町住民生活課 ☎096 - 234 - 1113 (内線107)

くらしの情報

LOCAL NEWS &
LOCAL INFORMATION

❖ イベント等の開催に関する詳細は各問い合わせ先にご確認ください

お知らせ

10月は里親月間です

里親制度とは、親の病気や虐待など、様々な理由により家族と生活ができない子どもを、自分の家庭で預かり、温かな愛情をもって養育する制度です。大変なこともあるかもしれませんが、たくさんの支援機関が里親家庭をサポートしていきます。まずは、お気軽にお問い合わせください。

▼お問い合わせ先

県子ども家庭福祉課
☎096・333・2228

10月16日(月)～22日(日)は行政相談週間です

10月16日(月)～22日(日)は、行政相談制度の普及・促進のための

お問い合わせ先一覧

- ❖ 甲佐町役場
096-234-1111 (代表)
- ❖ 甲佐町保健福祉センター
096-235-8711
- ❖ 甲佐町教育委員会
(町生涯学習センター)
096-234-2447
- ❖ 水道管理センター
096-234-0755
- ❖ 町民センター
096-234-2459
- ❖ 老人憩いの家
(社)甲佐町社会福祉協議会
096-234-0423
- ❖ 御船町甲佐町衛生施設組合
(クリーンセンター)
096-282-0688
- ❖ 上益城消防署
096-282-1955
- ❖ 御船警察署
096-282-1110
- ❖ 上益城広域連合
096-237-2891
- ❖ 県上益城地域振興局
096-282-2111 (代表)
- ❖ 県御船保健所
096-282-0016
- ❖ 県庁
096-383-1111 (代表)

行政相談週間です。同制度は、行政評価事務所や行政相談委員が公正・中立の立場から行政への意見や要望などを受け付け、解決の促進や行政運営の改善に活かします。

町では特設行政相談所を開設し、行政に対するご意見などを受け付けます。相談は無料で秘密は固く守られます。

●町特設相談所

総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員(藤本玉留さん・仁田子区)が対面および電話相談を受け付けます。

▼日時

10月18日(水) 午前9時～正午

▼場所

老人いこいの家ボランティア室
(甲佐町大字岩下24番地)

▼電話相談

☎096・234・3223

▼お問い合わせ先

町総務課

☎096・234・1140
(内線221)

令和5年度後期「技能検定」 国家試験を実施します

技能検定は、働く皆さんの有する技能・知識を一定の基準より検定し、国として証明する国家検定制度で、技能に対する社会一般の評価を高め、働く方々の技能と地位の向上を目的に実施しています。

技能検定は、職種ごとに特級～3級に区分するものと、等級を区分しない単一等級があります。

合格者には、特級、1級および単一等級は厚生労働大臣名、2級および3級は熊本県知事名により合格証書が交付され「技能士」と称することができます。

また令和5年4月時点で25歳未満の雇用保険被保険者の人が2級または3級の実技試験を受験する場合、

受験手数料が9千円減額されます。

令和4年度後期技能検定国家試験を次のとおり実施します。詳細は、熊本県職業能力開発協会までお尋ねください。

▼受付期間

10月2日(月)～13日(金)

▼実施期間

12月4日(月)～令和6年2月11日(日)

▼合格発表

令和6年3月8日(金)

▼お問い合わせ先

熊本県職業能力開発協会

☎096・285・5818

道路に張り出している木の伐採にご協力を

道路や歩道への枝の張り出しや倒木などにより、歩行者や自動車などに損害が発生してしまった場合、樹木所有者の管理責任を問われること

上益城広域消費生活相談室

消費生活トラブルの解決に向けて、消費生活相談員が無料で相談を受け付けています

▶日時 午前9時～午後4時

- 月 益城町 ☎ 096-286-3210
- 火 御船町 ☎ 096-282-1226
- 水 嘉島町 ☎ 096-237-1112
- 木 甲佐町 ☎ 096-234-3223
- 金 山都町 ☎ 0967-72-3133

熊本県労働委員会は、解雇や労働条件の変更など、労働者と事業主とのトラブルについて、自主的な解決が難しい場合に、3名の委員が話し合いによる解決をお手伝いする「あっせん」を行っています。手続きは簡単で、費用は無料です。労働者の方は正社員であるか否かにかかわらず、また、事業主の方も利用で

職場のトラブル解決に「あっせん」をご利用ください

☎ 096・333・2495

県道路保全課

▼お問い合わせ先

道路沿いで樹木を所有している人は点検を実施し、危険な場合は伐採するなどの措置を講じてください。詳細は、県道路保全課にお尋ねください。

「甲佐×美里」情報定期便 美里町 からの お知らせ

第37回 アタック・ザ・日本一 参加者募集

美里町の秋の恒例イベント「アタック・ザ・日本一」が、今年も開催されます。メイン会場である美里町宮御坂駐車場では、バザーやステージショー、お楽しみ抽選会なども行います。3333段の日本一の石段に、ぜひお越しください。

開催日 11月18日(土)

※雨天時は翌日に延期

申込期限 10月31日(火)まで

申込方法 下記二次元コードからお申し込みください。

申し込みはこちら
(パスマーケット) ▶



お問い合わせ先

美里町役場 美しい里創生課観光商工係

☎ 0964-47-1111 (代表)

イベント詳細はこちら (美里町 HP) ▶



第83回 県科学展開催

県内の児童生徒や教職員が夏休みの自由研究やクラスで取り組んだ科学研究物の中から選出された約

☎ 096・333・2753

熊本県労働委員会事務局

▼お問い合わせ先

きる制度です。「話し合いが進まない」「早く解決したい」そんな悩みをお持ちの労働者・事業主の方は、ぜひお気軽にご相談ください。

▼入場料 無料

▼会場 東海大学熊本キャンパス3号館5階

▼お問い合わせ先

9時～午後5時

10月2日(木)～5日(日) 午前

120点が展示されます。科学実験の体験イベントも予定しています。詳細は、熊本県立教育センターにお尋ねください。

熊本県立教育センター 理科研修室
☎ 0968・44・6613

traffic safety

事件・事故件数

種別	発生件数	
	8月	年累計
人身事故	0	9
物損事故	13	120
盗難など	0	5

8月31日現在

fire prevention

出動火災件数

種別	発生件数	前年比較
家屋	3	+1
原野	10	+2
その他	12	+1
合計件数	25	+4

9月15日現在

tax

町税などの滞納処分(8月分)

種別	件数・金額など
捜索	0件
差し押さえ件数	5件
公売回数	0回
公売件数	0件
滞納処分関連収入	99,512円

お知らせ

11月9日(木)～15日(水)
全国火災予防運動

秋季全国火災予防運動が、11月9日(木)～15日(水)の期間に実施されます。

火災予防運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるなどを目的として、毎年実施されています。

▼お問い合わせ先

上益城消防本部
☎096・282・1963

国の教育ローンのご案内

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学するお子さんをお持ちの家庭を対象とした公的な融資制度です。

詳細は、「国の教育ローン」で検索または、教育ローンコールセンターにお尋ねください。

▼お問い合わせ先

教育ローンコールセンター
☎0570・008656

農産物の空容器は適正に処理しましょう

農産物を生産・出荷する人が使用した農薬空容器の野焼きや不法投棄は法律で禁止されています。これら空容器の処分については、排出者である農業者が適切に処理するか、専門の廃棄物処理業者に処分を委託することが法律で義務付けられています。また、農薬空容器の処分にあたりは、容器内に残った農薬も適切に処分する必要があります。

詳細は、購入店または県農業技術課にお尋ねください。

▼お問い合わせ先

県農業技術課
☎096・333・2381

開催

できることから始めよう、みんなで食品ロス削減!

10月は「食品ロス削減月間」です。熊本県では、日常生活ですぐ取り組める4つの行動を食品ロス削減アクション『四つ葉のクローバー運動』として推進しています。

- ・買い物時の「てまえどり」
- ・外食時の「食べきり運動」
- ・事業者参加の「フードドライブ」



©2010 熊本県くまモン

パースントリップ調査とは、どのような人がどこに・何の目的で移動したか等を調べるアンケート調査です。

実施期間
令和5年
10月～11月

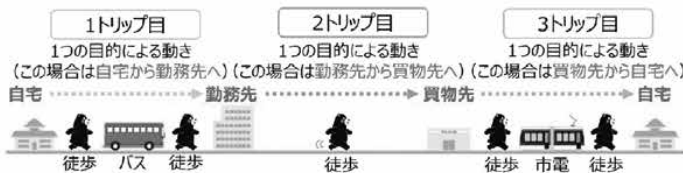
熊本市圏パースントリップ調査にご協力ください。

調査結果は将来のまちづくりに活用されます。

10月から11月にかけて熊本県が甲佐町と協力してパースントリップ調査(交通実態調査)を実施します。人がどのような目的で、どのような手段で移動したかを調査することで、現在の交通実態を把握し、将来のまちづくりや交通計画に活用されます。調査対象となった世帯には調査票が郵送されますので、本調査への協力をお願いいたします。甲佐町では約400世帯に調査票が届く予定です。

除く)

1日の動き 社員の例 (3トリップ)



お問い合わせ

熊本市圏総合交通計画協議会 調査実施本部 フリーダイヤル:0120-055-096 (午前9時～午後6時、日・祝日を除く)
【調査主体】熊本県 土木部 道路都市局 都市計画課 TEL.096-333-2524

・消費者意識を活かす「食ロス
チェック」

※詳しくは、熊本県ホームページを
ご覧ください。

▼お問い合わせ先

県消費生活課

☎096-3333-2309



甲種防火管理者資格
取得講習会を開催

上益城消防組合では、甲種防火管
理者取得講習会を次の日程で開催し
ます。

詳細は、上益城消防組合消防本部予
防指導課にお尋ねください。

▼実施日

・11月16日(木) 午前9時～午後5時

・11月17日(金) 午前9時～正午

▼受講場所

上益城消防組合本部3階多目的

ホール

▼定員

先着35名

▼受講料

4000円(テキスト代を含む)

▼お問い合わせ先

上益城消防組合消防本部予防指導課

☎096-282-1963

くらし安全

10月11日(水)～20日(金)
全国各地安全運動

10月11日(火)は、「安全安心な
まちづくりの日」です。「みんな
つくろう安心の街」をスローガンに
全国一斉の地域安全運動が実施され
ます。

この運動は、地域住民、行政、各
種団体、警察が連携して犯罪のない
安全で安心して暮らすことのできる
街をつくらうという運動です。

御船警察署管内では、日頃から多
くのボランティアが見守りなどの活
動をされています。この機会に、家
族や地域で防犯対策について考え、
安全安心のまちをつくりましょう。

▼次の対策を行いましょ

・見通しの悪い場所や夜暗い場所な
ど、地域の危険な場所を確認しま
しょう。

・もしもの時に備えて、ランドセル
やかばんなどに防犯ブザーを付け
ましょう。

・不審な電話やメールは、家族や警
察に相談しましょう

▼お問い合わせ先

御船地区防犯協会連合会

☎096-282-1110

令和5年度(秋季)狂犬病予防集合注射について

犬を飼っている人は、毎年1回、飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。本町では、本年度(秋季)の集合注射を実施します。

本町で飼い主登録をされている人には、問診票を個別に郵送していますので、ご記入のうえ、問診票を会場へお持ちください。また、登録が済んでいない人は、町環境衛生課(町水道管理センター内)まで申請に来られるか、集合注射当日に会場で登録を済ませ、鑑札(登録番号が記載されている札)の交付を受けてから接種させてください。

集合注射が難しい場合は、かかりつけの動物病院で狂犬病予防注射を受けてください。動物病院で狂犬病予防注射を受けたら、町環境衛生課(町水道管理センター内)にて注射済票(手数料500円)の交付を受けてください。

●対象

生後91日以上を経過している犬

●料金

・予防接種料3300円(注射料2800円+注射済票交付手数料500円)

・犬の登録3000円(すでに登録がお済みの方は、
再度の登録は必要ありません)

※おつりが生じないようにご準備をお願いします。

集団注射の日程は町公式ウェブ
サイトをご覧ください▶



【お問い合わせ先】

・町環境衛生課(町水道管理センター内)

☎096-234-1169